

東広島市立磯松中学校生徒指導規程

第1章 総則

この規程は、東広島市立磯松中学校で学校教育を受ける生徒の人格の完成を目指すとともに、保護者、教職員が次代を担う生徒の健やかな成長を願うために共通認識・共通実践を図るためのものである。

(目的)

第1条

この規程は、東広島市立磯松中学校の教育目標を達成するためのものである。生徒の人格の完成をめざして、自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。ただし、個別の事情で生活上困難が生じる場合にはこの限りではない。生徒は保護者を通じて学校に相談すること。

第2章 指導内容について

学校生活に関すること

(登下校)

第2条 登下校については、次のことを指導する。社会の一員として、交通安全ルールを守り、登下校をする。また、自転車通学違反については指導をする。

- (1) 徒歩通学は、歩行のマナーを守り通学路を通る。
- (2) 自転車通学は、自転車通学許可ルールに従い安全に留意して通学路を通る。安全確保の面から、ヘルメットは、記名の上、着用することとする。ノーヘル、2人乗り、改造自転車等、自転車通学許可違反については指導をする。

(登校・遅刻・欠席・早退・外出)

第3条 登校・遅刻・欠席・早退・外出については、次のことを指導し、望ましい生活習慣づくりをするために、登下校等に関する規程を定める。

- (1) 登校時間は8時5分とし、教室に着席する。
- (2) 欠席の場合、8時までには保護者が欠席の理由を学校に連絡する。
- (3) 遅刻の場合、8時までには、保護者が遅刻の理由を学校に連絡する。また、遅刻して登校した場合は、職員室に報告して、授業教室に行く。
- (4) 早退の場合、必要に応じて、保護者が早退の理由、時間、早退時の下校方法（送迎する人や下校手段等）を学校に連絡する。

(5) 原則、登校したら、校外には出ない。特別な理由がある時は、職員室に連絡して許可を得る。

(頭髪)

第4条 頭髪については、次のことを指導する。学習活動や運動等の教育活動に妨げとならない清潔かつ自然な髪型や長さとする。

(1) 不自然な髪型（そり込み、不自然でバランスの取れない髪型等）の禁止

①男子

- ・短髪を基本とし、目や耳や襟にかからない髪の長さとする。
- ・左右差や段差のある髪型、一部分のみを伸ばすことは禁止。髪は立てない。

②女子

- ・前髪は目にかからないこと。目にかかる長さを超えた場合は、横の位置で黒のアメリカピンを使用し留める。
- ・肩にかかる場合、耳の下で、黒、紺、茶色のゴムで1箇所もしくは2箇所で束ねる。リボンは使用しない。
- ・左右差や段差のある髪型、一部分のみを伸ばすことは禁止。髪は立てない。

(2) 染色・脱色・パーマ・着毛・整髪料の禁止

- ・染色・脱色・パーマ・着毛・整髪料は禁止する。
- ・違反の場合は、改善するまで特別な指導を行う。

(化粧・装飾・装身具・不要物)

第5条 化粧・装飾・装身具・不要物については、次のことを指導する。

- (1) 口紅（色付きリップクリームを含む）、マスカラ等の化粧類の禁止。
- (2) マニキュア等の爪や皮膚への装飾の禁止。
- (3) ピアス、指輪、ネックレス、ブレスレット、サングラス、カラーコンタクト、ミサンガ等の装身具の禁止。
- (4) 眉毛のそり落とし、睫毛の加工
- (5) 携帯電話や情報通信機器、デジタルカメラ、ゲーム類、マンガ、化粧品、装飾品は持込を禁止とする。
- (6) 学校での学習活動に必要なでないものは、持参しない。

(指導・身なり等)

第6条 制服等，身なりについては，次のことを指導する。

1 制服等

校内外の学習活動及び登下校時（休業日を含む）は，学校が定める制服（服装）を正しく着用する。

(1) 制服

- ①冬服 指定の制服。
- ②夏服 指定の半袖ポロシャツまたは指定のカッターシャツもしくはブラウス。

③服装の移行期間は，5・9，10月。

(2) シャツ

①学校指定のシャツまたは，カッターシャツ，ポロシャツを着用し，シャツ出しはしない。

②冬服 制服の下に着るものは襟元から見えないものを着用する。

夏服 指定シャツの下には，必ず，無地の下着を着用する。色については，白，灰，ベージュとし，襟元から見えないものとする。

(3) ズボン・スカート

①男子のズボン

ベルト（黒・紺・茶の華美でないもの）を必ず着用する。腰パン（ズボンをずらした着こなし）や袖擦り（床に袖が付き破れる），変形等は禁止とする。

②女子のスカート

指定のスカートを着用する。スカート丈は，起立した状態で膝が隠れる程度の長さとする。

(4) 靴下

白色でくるぶしが全て隠れるもの。ローソックス，ルーズソックス，ハイソックス，色柄の入っているものは，禁止とする。（ワンポイントは不可）

(5) 通学靴

白色の運動靴とする。

(6) 上履き・体育館シューズ

各学校指定のものを使用する。

(7) 名札

学校指定の名札を着用する。

(8) セーター

冬季には，黒・灰・紺の無地のセーターは着用してもよい。制服の丈や袖から，はみ出さないものを使用する。

(9) 防寒具

ネックウォーマーはウインドブレーカーの中に着用する。手袋を着用してもよい。

防寒具は白・黒・灰・茶・紺が望ましい。

(10) ウインドブレーカー

12月～2月は登下校時に，学校指定のウインドブレーカーを着用する。

(11) タイツ

黒色とする。着用する場合も白色靴下を着用する。

2 生徒指導

同一指導を繰り返す生徒の場合，特別な指導を行う。

(1) 授業や部活動

- ①自分の持ち物には，必ず記名をする。
- ②時間を守る。
- ③授業時の挨拶，返事，聴く姿勢，言葉づかいを大切にす。
- ④学習規律を守る。

※学習規律を乱した場合は，職員室で別室指導とする。

(2) 休息时间

- ①学校の外や立入り禁止場所には行かない。
- ②校内放送は，静かに聞く。
- ③特別教室や他の教室には，勝手に入らない。
- ④廊下等，校内を走らない。
- ⑤学校の施設や道具，草花や樹木を大切にす。
- ⑥整理整頓をする。（靴箱，机，ロッカー，掃除道具入れ，掲示物等）

(3) 保健室利用

- ①体調がすぐれない場合，保健室を利用することができる。利用時間は，1時間程度として，体調の回復が見込めない時は，学校から保護者に連絡をする。
- ②度重なる保健室の利用の場合，保護者に連絡をし，医療機関への受診をすすめる。
- ③虐待やネグレクトの疑われる場合は，学校より関係機関に通告する。

(4) 給食

衛生面に注意して給食当番等をする。

(5) 掃除

掃除は，学校の環境を整える大切な学習活動の1つである。黙働流汗掃除を行う。

(6) 教育相談

学校は，生徒，保護者で教育相談の希望があった場合，スクールカウンセラーや心のサポーターに連携する。

(7) その他

- ①忘れ物をして学校に行く場合は，制服で登校する。
- ②卒業生や部外者の学校内への無断立入りは禁止

する。用事のある場合は、職員室へ連絡する。学校の敷地内に入り、指導したのにも関わらず、校外に移動しない場合、関係機関と連携する。

③学校内の施設設備を破損した場合や発見した時は、職員室に届け出る。場合によっては、関係機関と連携する。

第3章 校外での生活に関すること

(校区外の生活)。

本章の指導は、学校・家庭・関係機関が連携を取り指導する。同一指導を繰り返す生徒の場合、特別な指導を行う。

第7条 校外の生活については、次のことを指導する。

- (1) 生徒だけの校区外への外出
- (2) 生徒だけの娯楽施設への入店 (カラオケボックス, ゲームセンター, インターネットカフェ, ボーリング場, マンガ喫茶, ビデオ取扱店, 映画館, 大型店舗内のゲームコーナー, レンタルビデオ取扱店等) ※遊技場の利用にあたっては、同伴の場合であっても、夜間の利用はしないようにする。
- (3) 生徒だけの外泊
- (4) 夜間徘徊
夜間には (午後 11 時から翌日午前 4 時までは広島県の青少年育成条例でも規制) 特別な事情がない限り、外出しない。
- (5) 情報通信機器
磯松中学校では、SNS によるトラブル等の未然防止の観点から、携帯電話・スマートフォンの所持は原則禁止とする。また、携帯電話・スマートフォン以外 (パソコンや音響機器, ゲーム機等) でも SNS を利用できるため、よく考えて、被害にあわない・あわせないように行動をする。
- (6) 危険箇所への立入り
立入り禁止箇所や池等に立入らないようにする。
- (7) 交通違反
- (8) 金品
トラブルの原因となるので、金銭や物品の貸し借りや授受をしないようにする。

第4章 特別な指導に関すること

(特別な指導)

「社会で許されないことは、学校においても許されない。」ことであり、生徒が起こした問題行動を反省させ、よりよい学校生活を送るために自己を振り返るために指導する。

(問題行動への特別な指導)

第8条 問題行動への特別な指導として、問題行動を起こした生徒には、教育上、必要と認められる場合は、特別な指導を行う。但し、発達段階や常習性も配慮し指導を行う。

(1) 法令・法規に違反する行為

- ① 飲酒・喫煙
- ② 暴力・威圧・強要行為
- ③ 建造物・器物損壊
- ④ 窃盗・万引き・占有物離脱横領
- ⑤ 性に関するもの
- ⑥ 薬物等乱用
- ⑦ 交通違反
- ⑧ 刃物等所持
- ⑨ その他法令・法規に違反する行為

※触法行為については、関係機関と連携し、改善に向かわせる。

(2) 学校の規則等に違反する行為

- ① 暴力行為 (対教師, 生徒間, 対人, 器物破損)
- ② 飲酒・喫煙及び準備行為 (購入, 所持)
- ③ いじめ
- ④ 登校後の無断外出・無断早退
- ⑤ 指導に従わない (指導無視, 暴言, 授業エスケープ, 授業時の立ち歩き)
- ⑥ 携帯電話等の不要物
- ⑦ 不正行為 (テスト等のカンニング)
- ⑧ 家出及び深夜徘徊
- ⑨ 金品強要
- ⑩ 無免許運転及び同乗
- ⑪ 無断アルバイト
- ⑫ 暴走族等, い集集団への加入及び参加
- ⑬ 不健全娯楽や不純異性交遊
- ⑭ その他, 学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

※上記の内容については、保護者連携を行い、特別な指導を行う。

(反省指導等)

第9条 特別な指導のうち、反省指導等は、次の通りとする。但し、発達段階や常習性も配慮し指導を行う。

(1) 説論による指導

①口頭による説論指導

(2) 学校反省指導

①別室による反省指導

- ・内省指導
- ・個別学習
- ・奉仕活動

②授業観察による反省指導

③奉仕作業による反省指導

④生活記録、日記による反省指導

⑤教育相談と反省指導を複合した指導

(スクールカウンセラー、心のサポーター、スクールガードリーダー等の活用)

⑥保護者来校による授業観察指導

(反省指導の実施)

第10条 反省指導の実施については、学校反省とする。

(1) 反省指導は登校させて別室で行う別室反省指導と通常の学校生活(授業等)で行う授業反省指導の2段階がある。

①反省指導期間中にある定期テスト等は別室で受験する。

②反省指導期間中にある学校行事や部活動の公式大会への参加は、別途協議する。

(反省指導の期間)

第11条 反省指導の期間については、次の通りとする。

別室反省指導の期間は、概ね1時間から5日とし、授業反省指導の期間は、概ね1日から10日とする。ただし、発達段階や問題行動の程度、繰り返し、改善の状況等により指導期間を決定することがある。

(特別な指導を実施するにあたって)

第12条 特別な指導は、生徒が自ら起こした問題行動を反省させ、よりよい学校生活を送り、進路についての展望を持たせ、人格の形成を行うためのものである。この観点から、実施にあたっては、次の事項について明確にする。

(1) 特別な指導のねらいや期間、指導計画を明確にし、生徒・保護者・全教職員に伝える。

(2) 特別な指導は、学校体制として取り組み、事実の確認、反省(振り返り)、再発防止の為の具体的な約束や展望を持たせる。

(3) 特別な指導を行うにあたっては、十分な事実確認を行う。

(4) 反省期間については、形式的にならないようにし、目的を明確にして行う。(目安となる日数を第11条に明記)また、生徒の発達の段階も考慮して効果的に行う。

(規程の周知)

第13条 生徒を対象とする全校集会や保護者を対象とする入学説明会、PTA総会、懇談会等での説明を行う。